

◆学校教育スタッフ企画幹より (p.1)

◆総務課より (p.2)

◆各市町の取組～邑南町～ (p.3)

◆各市町の取組～大田市～ (p.3-5)



今年度の学校訪問指導から

学校教育スタッフ 企画幹 鶴野 公昭

今年度も初任者研修、経験者研修を中心に、学校訪問をしました。また、各市町教育委員会が主催する授業づくり研修や研究指定校の公開授業にも参加をすることがあり、20回を超えるくらいの訪問がありました。私が学校で勤務をしているときも、教育事務所や市町教育委員会による学校訪問がありましたが、訪問する立場になってわかったことがいくつかあります。例えば指導主事といっても、教育事務所、市町村教育委員会、教育センターと所属が違うことや、それぞれで担う業務が違うことなどがあります。学校で勤務しているときはその違いがよくわかっていなかったこともあり、「この前も学校訪問があったのにまた？」と負担に感じていたことも事実です。そのため、学校訪問の回数が増えると授業者の負担が増える、授業や部活動をカットして協議の時間を生み出すのは大変・・・という考えが先に立ち、教頭をしていた頃の私は、できるだけ回数を少なくするため、教育事務所と教育委員会の学校訪問を合わせて実施する計画を立てていました。学校訪問指導の目的が達成できるのであれば、合わせて実施することで負担が減り、時間的な余裕も生み出せて働き方改革につながる良い取組だと思います。しかしながら、当時の私のように負担を減らすことばかり考えていると、目的を見失うこともあり、それでは成果を感じる事ができず、回数は減ったものの負担感だけが残ることになりかねません。学校訪問の目的、内容等をきちんと理解し、負担軽減も考慮しながら計画を立てることで、校内研究や授業改善をもっと効果的に推進できたかもしれないと反省していることも、指導主事になって気づけたことだと思っています。

今年度から、教育事務所と教育センターの指導主事の配置合理化により、浜田教育事務所の学校教育スタッフは7人から3人となりました(学力育成担当・生徒指導担当・特別支援教育支援専任教員)。この配置合理化は、一人でも多くの教員が学校で勤務し、教員不足の解消につなげるための取組の一つです。その結果、昨年度まで教育事務所ごとに担当していた学校訪問は、県内すべての小中学校を島根県教育センターが担当することになり、研修情報システムを利用して申請するように変更されました。あわせて、学校訪問の内容が変更されたところもあり、年度初めの慌ただしいときに、きちんと内容を理解した上で、訪問計画を立てることに苦慮された学校もあったかと思っています。来年度の実施要項については、3月中旬に配付の予定です。今年度とは大きく変わりませんが、改善を図ったところもありますので早めにご一読ください。

読んでいただくとわかりますが、基本的には悉皆の学校訪問を次の2つとしています。

○新任教職員研修に係る訪問(教諭・養護教諭・栄養教諭・学校事務職員)

○特新担サポート訪問(初めて特別支援学級を担当または通級指導教室を担当する方)

(注意) 例外的に、新任研の小学校教諭については、2学期の授業に係る訪問指導が希望制となります。

基本的に上記以外は各校の希望による学校訪問となりますが、経験者研修(6年目研・中堅研)については、悉皆であると勘違いされて申し込まれた学校も過去にはありました。このような場合は、訪問される側が負担を感じることになりかねません。まずは悉皆となる学校訪問(教育事務所、各市町村教育委員会)を確認され、計画を考えられてはどうでしょうか。年度の途中で「この授業を観てもらいたい」「校内研修を実施したい」とニーズが高まったときは、中途申請で対応することも可能です。無理のない計画で、学校のニーズにあった学校訪問をすることで、少しでも負担感を軽減し、その後の授業改善や児童生徒への指導・支援につなげたいものです。

私が今年度訪問させていただいた学校の中には、初任者の授業づくりにおいて職員で協力して素敵な教材を作成された小学校、教科をこえて全教職員で授業参観・協議を行って授業改善に取り組まれた中学校がありました。このような「働きがい改革」にもつながっていく学校訪問になるよう、本庁各課、教育センターと連携して、少しでもお役に立てるよう考えていきたいと思っています。来年度もよろしく願いいたします。

住居転居を伴う赴任について ～総務課より～

人事異動により、住居移転を伴う赴任について、請求時に必要な添付書類や注意点をまとめました。参考にしてください、スムーズに赴任旅費が執行できますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、以下の内容は、令和7年3月3日現在の情報です。今後、別に通知がある場合はご確認願います。

赴任旅費に必要な添付書類について（転居を伴う場合の主な添付書類です）

○職員本人のみ転居する場合は、下表の①から⑤を参考にしてください。

○職員本人と扶養親族が共に転居する場合は、下表の①から⑩を参考にしてください。

① 住民票（コピー可）	転居先の住民票で、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
② 移転証明書（様式第2）	住民票で移転が確認できない場合に、①を添付して提出。
③ 移転費用の領収書及び内訳のわかるもの	移転料定額を加算請求する場合に提出。 引越し業者の領収書は原本が必要。内訳のわかるものは見積書等。
④ 比較した見積書3者分 （下線部分は、令和6年度からの変更点です。正式には通知文書を確認願います）	移転料定額の2倍を超える実費を支払い、移転料定額の3倍までの加算請求をする場合。 ③で徴した者とは別に、もう2者確認が必要。 <u>業者の都合により1者又は2者までしか徴することができない場合は「移転料加算にかかる申出書（様式第4）」に代えることができる。（1者は必ず内訳がわかる見積書が必要）</u>
⑤ 赴任旅費の加算調整について（協議）	引越費用低減のために2回に分けて移転した場合。事前に教育庁総務課長に協議書及び引越費用の見積書を添付して、協議し認められたもの。
⑥ 扶養親族の交通費にかかる領収書	移転する扶養親族が利用した、航空機、特急を利用した鉄道、フェリー、超高速船、高速バス、高速道路利用料の領収書について原本が必要。
⑦ 扶養手当台帳のコピー	移転を共にする扶養親族を確認するために提出。
⑧ 扶養親族であることを確認できる書類（暫定再任用等）	扶養親族の年齢、または職員本人が支給要件を満たしていないために扶養手当を受給していないが、主として職員の収入で生計を維持している者を共に移転した場合は、「扶養手当認定要綱」5の(3)に定める「必要書類」に準ずる書類を提出。
⑨ 移転証明書（様式第3）	職員本人と扶養親族で路程が異なる場合、①を添付して提出。
⑩ 赴任状況報告書（様式第1）	以下の（ア）から（ウ）すべてに該当する場合 （ア）「旅費関係条例」適用者が同一生計内に2人以上いる。（例：夫～教員、妻～県職員） （イ）それぞれに扶養親族がいる。 （ウ）職員と扶養親族が、同一の住所から同一の住所に移転する。

赴任旅費における移転料・着後手当の注意点！

○移転料及び着後手当は「赴任に伴う移転」があった場合に支給されます。「赴任に伴う移転」とは、移転によって通勤距離が短くなるなど、「新在勤庁に通勤するために必要な移転」をいいます。例えば、「新築の自宅へ移転」し通勤距離が長くなる場合は、人事異動時期であったとしても、原則として「赴任に伴う移転」であるとはみなしません。取得や新築等による自宅への移転は、基本的に「異動がなくても移転する」と考えられるため、移転料及び着後手当を支給することはできません。

また、内示日以前に転居をしている場合や、配偶者の転勤や子どもの就学等、本人の赴任に関わらない転居をしている事例についても、移転料及び着後手当は支給されませんのでご注意ください。

○移転料は定額で支給されますが、引越し費用が定額を超える場合、移転料定額の3倍に相当する額を上限として支給できます。必要な手続きは、上表の④を参照してください。

ただし、移転料の加算対象とならないものがあります。「安心保障パック」「電気工事費」「ピアノの運搬費」「自動車等の陸送費」「仏壇の移送費」「湯沸かし器、ガスコンロ、食器洗浄機、洗濯機等の脱着費」等があります。

各市町の取組

～邑南町～

子どもたちの学びの接続を考える

邑南町教育委員会 派遣指導主事 堀尾亮介

今年度、各教育機関の職員が、互いの教育内容や指導方法を理解し情報共有する機会や、教育計画や指導方法を工夫し、円滑な接続を図るための調整を図る機会が多くありました。

幼小連携・接続においては、小学校 2 年生までは発達の特徴から園児と同じ「幼児期」にあたることを踏まえ、管理職だけでなく、1 年生担任、年長児担任も対象に研修会を開催しました。保育所等の幼児教育施設から小学校への児童のつなぎについて検討するため、カリキュラムの柱である「目指す子ども像・つきたい力」を校区ごとに設定してもらい、それぞれの教育の内容や大切にしていることを伝えあうことを重点に話し合いを深めました。研修後「どんな力を育てるために活動を行っているのか、しっかりと意識して行っていきたい。」等の感想がありました。今後、カリキュラムの接続について、さらなる共通理解を図っていきたいと思っています。

小学校外国語科においては、領域ごとの目標と関連づけられた、学年ごとの学習到達目標を設定するための CAN-DO リストを小中の学びの接続を意識して作成しました。小中の外国語担当に参集いただき、すでに作成されていた中学校のリストをもとに、作成検討会を実施しました。協議の中で、中学校の外国語担当から 4 技能 5 領域のバランスについてのアドバイスもいただき、小中 9 年間が繋がったリストが完成しました。現在、今春中学校に進学する小学校 6 年生に対して、中学校外国語科教員からの体験授業も小学校ごとに進めています。

これらの取組を進めることで、子どもたちの接続期における学びの連続性が確保できるとよいと考えています。邑南町の教育理念の一つである「子どもを中心においた、誰一人取り残さない教育」の実現にもつながっていくものだと思います。

各市町の取組

～大田市～

大田市の地域学校協働活動

大田市教育委員会 派遣社会教育主事 秋山 滋雅

今年度より大田市に赴任し、1 年が経とうとしています。派遣社会教育主事として初めての勤務でしたが、皆さんに支えられ、教わりながらここまでできました。

さて、現行の学習指導要領では、これからの時代に求められる教育を実現するために「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められています。大田市では令和 4 年度までにすべての小・中学校に学校運営協議会を設置するとともに、中学校区ごとに地域学校協働本部を置き、学校と地域とが両輪となってよりよい教育環境を作っていくための取組を進めてきました。市内に 21 校ある小中学校はそれぞれ規模も違い、歴史や産業、風土など地域の実態も様々です。そこで重要な役割を果たしているのが、26 名の地域学校協働活動推進員（大田市では専任コーディネーターと呼びます。以下、「専任 CN」という。）です。専任 CN は一つ一つの学校と地域の連携・協働の推進にあたって、両者をつなぐ役目を果たしています。そして、中学校区ごとの本部を統括する社会教育コーディネーターが、専任 CN 同士のネットワークの構築や連携のために活動しています。今年度も、学校のニーズに何とか応えようと担当校区を超えて専任 CN と社会教育コーディネーターが連携し、貴重な植物の植栽など、新たな事業が生まれました。

大田市独自のきめ細やかなシステムで、それぞれの学校の教育活動がより豊かなものとなるよう、また学校づくりを通して地域の人がつながり活性化するよう、私も皆さんとつながりながら頑張っていきたいと思っています。

児童・生徒理解の第一歩に

大田市教育委員会 派遣指導主事 八波 直樹

今年度の特徴ある大田市の生徒指導に関する取組を2点紹介いたします。

1 WEBQU の活用および研修

授業の中で安全・安心な風土を醸成するために大田市では、昨年度よりWEBQUを導入しています。WEBQUとは、早稲田大学教育・総合科学学術院教授の河村茂雄氏が開発されたもので、学級内の児童生徒の学級満足度を測定する心理尺度です。1月には河村茂雄氏をお招きし、市内の教職員を対象にWEBQUの理論的背景や活用方法について教えていただきました。右図は、実際のWEBQUのプロット図を表しています。「侵害行為認知群」や「学級生活不満足群」に所属している子どもはSOSを発信している子どもとして認知し、いじめや不登校等の早期発見・早期対応につなげることができます。市内の各学校では、WEBQUをもとにした事例検討会を行い、その結果を活用した児童・生徒理解が進められています。誰もが根拠をもちながら、客観的に支援策や解決策を考えることのできるこのWEBQUを今後も活用していきたいと思えます。



2 「大田市こどもを語る会」の開催

大田市内でも不登校および不登校傾向の児童生徒数が増加傾向です。それに伴い、「相談する場所が分からない」、「どのように対応していいか分からない」など保護者の方々からの声をかねてより聞いていました。そのことを受けて、今年度初めて保護者の方々を対象に「大田市こどもを語る会」を行いました。積極的な情報発信を行い、保護者の方々とともに児童・生徒理解に努め、これからも連携していきたいと思えます。

つながって持続可能に ~未来につながる取組を目指して~

大田市教育委員会 派遣指導主事 坂根 晶子

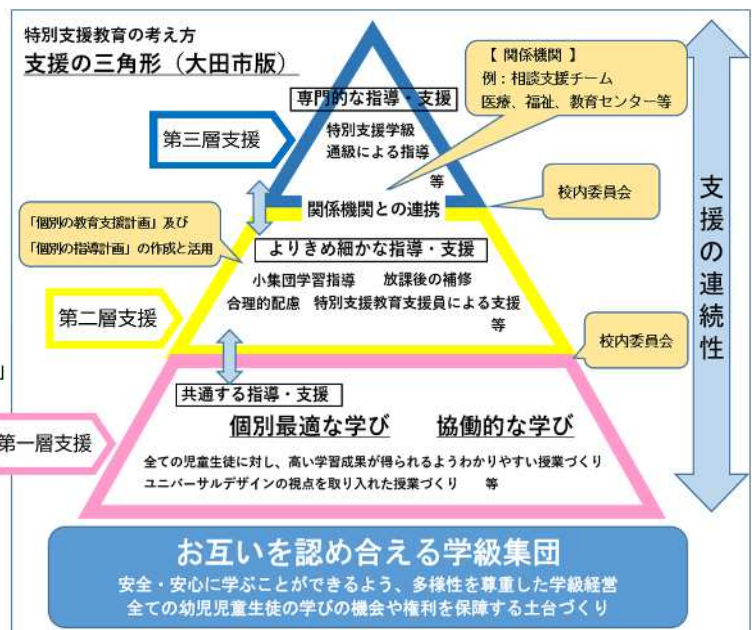
今年度も子どもの指導・支援について一緒に考える機会をたくさんいただきました。タイトルにあるように「つながって持続可能に」をテーマに、2つの取組について紹介します。

1 大田市版「支援の三角形」作成と活用

子どもの指導・支援について関係者と話し合う際に、よりつながって共通の視点で考えることを目的に作成しました。

まずは、互いを認め合える学習集団づくりをベースに、集団の中で個々の力を発揮するための工夫を取り入れた「第一層支援」の充実を図ります。その上で、「第二層支援」「第三層支援」について考えていきます。

様々な相談の場、市内の特別支援教育や生徒指導に関する研修会等において活用しています。校内でのケース会においても是非活用してみてください。



4 ※参考資料

- ・小学校 中学校 学習指導要領 総則編 ・幼稚園教育要領 ・保育所保育指針
- ・通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する会議報告(文科省 令和5年3月)
- ・高等学校における特別支援教育の考え方(浜田高校インクルーシブ教育システム推進センター校)

2 オンラインによる学習会の実施

学習会のテーマごとに講師をお招きし、市内の教員が同じテーマについて情報を共有したり考えたりできる場として活用しています。今年度は、浜田高等学校インクルーシブ教育システム推進校、出雲養護学校大田分教室、他市の指導主事、市の幼児教育アドバイザー等の方々と参加者をつなぎました。

参加者は、子どものこれまでの教育やその先の教育を知り、指導・支援についての考え方や取組方法を広げます。講師となる他機関は、大田市の学校とかかわる機会ができ、現場の状況を知り、各役割での取組の参考になります。双方にとってつながる場として充実した時間になったと感じています。

紹介した取組が、「ここにつながっていた!」と感じられ、更に未来にもつながっていくことを願っています。

「つながりあって、学び続ける教職員集団へ」

～3年間の大田市学力育成プロジェクト「授業改善」の取組を振り返って～

大田市教育委員会 派遣指導主事 原田 奈保子

大田市教育委員会は、令和4年度から3年間、島根県教育委員会の指定を受け、「大田市学力育成プロジェクト事業」に取り組んできました。その取組の成果と課題、そして今後の取組について考える「おおだ教育フォーラム」(大田市学力育成プロジェクト事業成果発表会)を1月24日に開催したところです。

この3年間、日々の授業を変えていくことで、子どもたちの学ぶ意欲や学習に向かう力を高め、今求められる「確かな学力(3つの資質・能力)」を育てていきたいと考え、児童生徒の学力育成に取り組んできました。事業アドバイザーの齊藤一弥氏(NPO法人エデュ・ネットワーク・プラン代表理事)のご指導のもと、現行学習指導要領の趣旨を実現する「資質・能力ベースの授業づくり」を共通の視点として、全市をあげて「授業改善」に取り組みました。教材研究会と授業研究会をセットで行う「授業づくり講座」や市内全小中学校を訪問して指導を行う「通覧指導」、大田市版学習指導案の活用など、独自の学びのスタイルを構築し取組を進めました。この3年間で141人の教員が齊藤氏から直接指導を受け、授業づくり講座を30講座(授業研究会、授業研究会60回)開催し、その参加者は2416人にもなりました。また、教職員がつながりあうことを目的に、自主研修会「らとう会」の実施や先進地視察などを行いました。そして、取組の実践を蓄積し、誰でも閲覧し活用できる資料のデータベース化を進め、学びの情報発信を行ってきました。この3年間の取組で、「教職員が同じ視点で、自分自身の授業について省察したこと」、「資質・能力ベースの授業づくりが浸透したこと」、「教職員の学ぶ意欲の醸成が図られたこと」、「教職員がつながり、学ぶネットワークができたこと」は、大きな成果だと感じています。

今後は、「資質・能力ベースの授業づくり」の実践とそのもとになっている理論を往還し、子どもたちの学力の定着を図っていくこと、そして小学校と中学校という校種を越えての学び合いや教科の壁を越えてカリキュラム・マネジメントの視点で広げていくなど、さらに取組を進めていきたいと思えます。



齊藤一弥先生実演授業
6年算数「文字を使った式・基石の数を求めよう」



授業づくり講座(授業研究会)グループ協議

今年度もご愛読いただき、ありがとうございました。

浜田教育事務所管内においては、今週末から来週にかけて多くの中学校で、さらに来週末から再来週にかけて多くの小学校で卒業式が予定されています。希望を胸に卒業生が次のステージへと羽ばたいていく季節を迎えました。みなさま方にとって、令和6年度はどんな1年だったでしょうか？

浜田教育事務所はスタッフの数が大幅に減り、新たなスタートの1年間でした。来年度は教職員のみなさま方にとってさらに有益な情報をお届けできるよう、浜田教育事務所だよりの内容をさらに充実させていきたいと思えます。

